

サー・ウィリアム・シートンのスコットランド経済 開発論（II）

関，源太郎
九州大学経済学部：教授

<https://doi.org/10.15017/4493106>

出版情報：経済學研究. 59 (5/6), pp.245-263, 1994-06-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

サー・ウィリアム・シートンの スコットランド経済開発論 (II)

関 源 太 郎

目 次

- I 問題の提起
- II 歴史的回顧
- III 政策主体の確立——「貿易裁定所」の設置
- IV 輸出産業の育成
(以上、59巻3・4号)
- V 貿易・関税政策
- VI 貨幣政策
- VII 一応の結び

V 貿易・関税政策

シートンは、まずスコットランドの貿易の現状を地域別に観察することによって、スコットランドが推し進めるべき貿易政策の路線を明確にしようとしている。スコットランドは、現在のところ、イングランドの対外政策に左右されがちであるが、かれは、スコットランドは独立国なので如何なる外国とも貿易を営む自由を有している、と申明している。しかし、かれの関心は一貫して現在の状況における「国益」の実現に向けられていた。したがって、かれは細心にも、「…わが国の現況によって、われわれはどの地方と貿易したら安全であり、評判をとれ、儲かるか熟慮することを余儀なくされている…」

(*Some Thoughts*, p. 43) と問題を設定する。こうした視角からかれが最初に取り上げたのは

対アジア貿易である。

シートンによれば、「アジアには、人類の欲求と装飾のための世界で最も価値ある諸商品が備っている」(*Some Thoughts*, p. 44) が、「金銀を除けば」、ヨーロッパには、こうした商品と交換に輸出する財貨に恵まれていない。したがって、これまでアフリカやアメリカからヨーロッパの諸国に流入してきた金銀およびヨーロッパで採掘された金銀はアジアへ流出の一途をたどったのであった¹⁾。

この事実を踏まえてシートンは、現在のところ、「征服と植民地建設」による以外に、金銀の流出を避けることはできないと判断する。「しかしながら」、こうした企ては、「長い航海、わが国民がこれらの灼熱の地域でかかりやすい数多くの病気、および、インドのほとんどの諸国家の力、軍隊や政策を考慮に入れると、まったく不可能である」(*Some Thoughts*, p. 46)。この発言の背後で、シートンは、中米に植民地を建設しようとした「ダリアン計画」の挫折に対する記憶を蘇らせていたのかも知れない。ともかく、シートンは、したがって、「われわれには金

1) もっとも、シートンは、当時の対アジア貿易は南部諸国を中心にしたものであるで、「日本やタールという北部地域」との貿易が開拓されれば、こうした事態は改善されるであろう、と予測している。というのは、これらの地域には、「われわれはわが国の製造品を持ち込むことができる」からである(*Some Thoughts*, p. 46)。

あるいは銀が不足していることを考えると、われわれは東インドにおいて商業を営むことはまったくできない」(Some Thoughts, pp. 46-47)と断言している。

また、たとえ対アジア貿易のための金銀があったとしても、この貿易の安全が確保されなければならない。この点について、シートンは、「しかし、もしこれらの金属〔金銀〕が膨大にあるとしても、われわれは、わが国の船舶が航海中に、この取引を占有しているヨーロッパの諸会社から受けるかも知れない襲撃からわが国の船舶を防衛できる状態にないし、また、これらの会社のあいだに平和を保つのは、これらの会社が属している諸国家間の力の均衡以外に何もないときに、これらの会社のうちのどの会社からも厚遇を期待できる理由はまったくない」(Some Thoughts, p. 47)と記している。シートンは、ヨーロッパの列強諸国が相対立・相抗争しつつ営まれているアジア貿易の現実を直視し、その抗争場裡にスコットランドが参入することの困難さを十分に自覚していた。さらに、すでに述べたように、対アジア貿易は金銀の流出を随判せざるを得ないのであった。それゆえ、たとえスコットランドに「金銀の不足」がなかったとしても、対アジア貿易から「儲けを見込もう」とすれば、アジア産の輸入財貨をヨーロッパ諸国に再輸出するほかなかった。ところが、対アジア貿易においてスコットランドはヨーロッパの後発国にすぎなかった。まさしくシートンによれば、「わが国の近隣には、商人や港や船舶、および、すべての種類の外国産財貨を自らに提供するためのほかの手段に欠けている国は全然ないことを考えると、これらの品物〔外国産財貨〕のうち、再輸出されるものはほとんどありうるはずがない」(Some Thoughts, p. 53)

のであった。こうしてシートンは次のように結論する。

「だから、われわれがアジアのいかなる地域からも貿易によって利益を刈り取れそうになく思えることを考えると、いかなる国であれ、その国によってヨーロッパにもたらされたその〔アジアの〕財貨をわれわれが消費することで、国民的な損害を受けないように、できるだけ防御を固めるべきである。」(Some Thoughts, pp. 47-48)

これにたいし、シートンは、アフリカにはリネン布、サージ布および鉄製品の輸出が可能であるので、「そのような取引〔対アフリカ貿易〕が実行されれば、それは国民的利得に〔アジア貿易〕よりも相応しいかもしれない」(Some Thoughts, p. 48)と言う。しかし、その場合にもかかれは、対アフリカ貿易は「大株式会社」ではなく「私的な商人」によって遂行されるのがよいと提唱し、その理由をこう説明している。すなわち、「これら〔アフリカ〕の地域にいくつかの要塞や在外商館をもっているヨーロッパ諸国は、大株式会社よりも個人商人の方を不快に思うことが少ない」(Some Thoughts, p. 48)からである、と。シートンはこれ以上アフリカ貿易について言及していないが、この一文は、アフリカ貿易はすでにヨーロッパの列強によって営まれてきており、こうして列強の既得権益が張りめぐらされているアフリカ貿易のなかに新参のスコットランドがいかにしてくい込んでいくか——こうした問題関心がかれを囚えていたことを傍証するであろう。しかも、明らかに先年の「グリアン計画」の失敗がかれの発言に影を落としていることは否めない。

こうした傾向は対アメリカ貿易に関するシートンの発言のなかにもうかがえる。

アメリカにおける先住民たちは、アジアの先住民とは異なり、「多数の小政府」に分裂し、しかも「立派な政策」を知らなかったの、ヨーロッパ人による征服と植民地化の憂き目にあったことを記した (*Some Thoughts*, pp. 48-49) のち、かれは次のように明言している。

「貿易に関してわれわれが被ってきた数多くの不運のうちに数えられるべきは、われわれが世界のこの地域のある場所を所有していなかったことであつたが、しかし、過ぎ去つたことを打ち捨てて、もしわれわれが現在可能なことを確かめるならば、つぎのことが分るのであろう。すなわち、ある強力なヨーロッパの国民あるいはその他の国民が、かの大陸とその諸島すべてにたいする権利を主張しており、その権利に異論をさしはさむことができるのは唯一武力によってであることを考慮するならば、われわれが失つたものを回復すること、あるいは、その地において、いかなるものであれ、新領土を獲得することは、われわれの能力をこえることである、と。」 (*Some Thoughts*, p. 49)

シートン自身が述べたように、ヨーロッパ列強諸国によるアメリカ先住民の征服・植民地化が進行した。こうした事実をまえに、スコットランドも前世紀末にそれら列強諸国に独力で伍そうとして「アフリカ・インド諸島貿易スコットランド会社」を設立し、実際にパナマに植民地を建設しようとした「ダリアン計画」を実行にうつした。しかし、もともとあてにしていたイングランド商人たちからの資本参加を得ることができなかつた。さらに、オランダやハンブルグ商人たちに頼ることも不可能になつた。イングランドの妨害があつたからであつた。こうして、十分な備えを施すことなく、独力でス

コットランドはこの計画を実施せざるを得なかつた。そうした弱点が表面化したのは、勿論である。とくに、物資補給の不十分さが、熱帯地方の風土と気候に不慣れで苦しんでいた派遣部隊を孤立させた。こうして、1698年に行なわれた第一回目の派遣は失敗に帰した。翌年の第二回目の派遣の際には、スペイン軍も黙っていなかつた。1700年には、「ダリアン計画」の挫折は白日のもとにさらされたのであつた²⁾。

シートンがこの「ダリアン災難」(Darlen Disaster)を悔んでいたことは、さきの引用文からも十分にうかがえるところである。しかし、かれはそうした過去の「不運」にこだわることを戒め、むしろ、この失敗を教訓にするよう提言している。「われわれが失つたものを回復すること」を断念すること、すなわち、「ダリアン計画」の再起に期待をつなぐべきでないし、まして、「新領土の獲得」を企図すべきではない、とはっきり断言しているのである。この点を踏まえて、かれは、「われわれには、そこ [アメリカ] の数多くの地方にふさわしい製造品や財貨があるので、わが国の商人たちは、何人からもほんのわずかの妨害をうけることなく、大いに利益があがるようにそれらを商つてよいが、それは、長年のあいだイングランドやスペインあるいはフランスによる禁止を尊重しないで密貿易をおこなつてきたオランダ人たちがおこなつていようにしてである」 (*Some Thoughts*, p. 49) と、スコットランドの進むべき方向性を提示している。

ここでも、アフリカ貿易の場合と同様に、現

2) この経緯について詳しくは、Cf. George Pratt Insh, *The Company of Scotland Trading to Africa and the Indies*, London & New York: Chales Scribner's Sons, 1932, esp. Book I & II.

在の世界情勢がどうであるか、そして、そのなかでスコットランドが置かれている立場はどうであるのか、ということに焦点をさだめ、それらについての現実的な判断に基づいて、シートンの思考はめぐらされ、政策提言がなされている。かれによれば、確かにアメリカもアフリカも同じようにスコットランド製品の有力な販路たりうるし、対アメリカ貿易の振興はスコットランドの貿易収支の改善に寄与しうるものである。しかし、先行したヨーロッパ列強に不快感をもよおさせ、警戒感を引き起こすような目立ったやり方は回避されなければならない。いわんや、武力に訴えるようなことを惹起してはならないのである。こうした制約条件のなかでシートンは、すでにオランダ人たちがおこなってきた巧みな方法として「密貿易」を推奨しているのである。

ともあれ、こうして、残された対ヨーロッパ貿易について、「最後に、ヨーロッパに関しては、われわれがある種の自国産の天然あるいは人工の商品の供給できない地方はまったくない」(Some Thoughts, p. 50) と、結論のみを簡潔に記したうえでこう結んでいる。

「その結果、もしアフリカ、アメリカおよびヨーロッパにおけるわれわれの商売が、国民的利得をめざして思慮深くおこなわれるならば、われわれの信用は海外で回復しうるだろうし、わが国の富は増加しうるだろうし、わが国の土地の価値は上昇しうるだろうし、わが国の国民は国内で生活することができるだろうし、わが国の海運業は増加しうるだろうし、わが国において技術と産業活動が繁栄しうるだろうし、われわれは強力で豊かな国民になることができるだろう、と期待される。」

(Some Thoughts, p. 50)

このようにしてシートンは、輸出の振興という観点からスコットランドが推し進めるべき貿易の路線を敷いたのであった。確かに、これまで吟味してきたように、シートンは、かれの「経済改良」の基本である「貿易収支の恒常的な黒字」の実現をはかるうえで、輸出の増進に傾斜した方向性を打ち出してきたのであったが、他面では、輸入の削減もまたこれに寄与することは明白である。すでに紹介したように、かれ自身、「…われわれが外国の財貨を消費するのを減少させる諸方策と諸手段が講じられなければならない」と明言していたのであった。

こうして、次いでかれは輸入の抑制の問題に取り掛かることになる。その場合にかれは極めて慎重な態度をとっている。というのは、「例えば、フランス産のワインやイングランド産のタバコと砂糖に高い関税を課すのは、現在のところ、われわれの利益になることだが、その一方で、[そうなれば]フランス人はフランスにおけるわれわれの漁獲物の販売を許可するであろうか、また、イングランド人はイングランドにおけるわれわれのリネン製造品や黒牛の販売を許可するであろうか」(Some Thoughts, pp. 50-51) という疑問を拭い去ることができなかったからである。一方的な輸入抑制は、対象国の報復処置を呼び起こし、当該国へのスコットランド産の財貨の輸出を困難にすることになり、かえってスコットランドの貿易収支の悪化を引き起こされるのではないかと懸念されている。しかも、けっしてシートンは、こうしたことに端を発するヨーロッパ列強——とりわけ、イングランドとの対立を望んでいないのである (cf. Some Thoughts, pp. 51-52)。したがってシートンは、輸入の抑制を基本的に求めながらも、それを達成するための具体的な方策については一

律に硬直化した規制を推奨するのではなく、「貿易裁定所」がたえずその時その時の事情を考慮して、「国民的利益」=「貿易収支の恒常的な黒字」が堅持されるように、個々の商品について個別的な輸入規制を行なうべきだと提唱するのである。

このように慎重な運営がなされる必要があるにせよ、ともかく、一般的に言って輸入規制がとられなくてよいわけではない。それは、これまでのシートンの説明では、かれの言う「国民的利益」を達成するひとつの手段だからであるということになるだろうが、この規定は、輸入規制が結果として果たす機能に着目したものであった。シートンはそれとはべつ理由からも輸入規制の必要性について説明している。

「もし人間が社会において、罰を受けることもなく自分自身の選択で行動するとすれば、かれが自分の役にたち、自分の楽しみになるものを考える時には、かならずかれは購買するように努めることになるのである。したがって、国民を神や社会およびかれの隣人たちに対する義務の枠内に留めるためにも、すべての整然とした政府において法律が考案されることになるのである。

どの人間にとっても、かれの私的利益は祖国の利益よりも優先されるべきもののように見えるので、われわれの社会に対する義務は、いかなる特定の個人によっても肝に命じられることが最も少ないのである。これが、すべての商人たちが、もし規制されなければ、国民的利益をまったく尊重することなく、自分たちの目先の儲けを追求する理由である。それゆえ、社会の利益に好都合な以上に多数の外国財貨をかれらが輸入しないように規制する必要がある。」(*Some Thoughts*, pp. 54-55)

ここにはシートンの人間観が表われているように思われる。それによれば、人間はなんの束縛も規制も受けなければ、自分自身のことしか考えずに行動するものである。社会的な問題を自覚的に考慮し、これを自分の行動に活かすことは決してありえない。それは、ある時には、人間一般の利己的な消費欲として顕在化し、また、ある時は利己的な利得欲として表面化する。引用の前半と後半とにおいて、これらのことが、それぞれ取り上げられている。こうした、言ってみれば、シートンの人間本性観と言ってもよいものが、輸入規制の必要を説いて止まないかれの主張を裏づけてもいる。人間のどうしようもない利己的な消費欲と、おなじく人間のいかんともしがたい利己的な利得欲とが結びつき、「国民的利益」に背く輸入の増大を引き起こすのである。別の著書においてもかれは、当時の商人たちが、主に、社会的に有害なこうした輸入商として活動していたことに目を止めている³⁾。したがって、放任しておけば、かならず輸入は拡大する——しかも、「社会の利益」にとって不都合になるほどに拡大するので、シートンにとっては、是が非でも輸入は抑制されなければならなかったのである⁴⁾。

3) Cf. *The Interest of Scotland in Three Essays*, *op. cit.*, pp. 73-74.

4) シートンは、貿易を盛んにするためには、関税をすべて撤廃した「自由港」を実現すべきだと主張する意見、すなわち、中継貿易によって貿易の伸張をはかるべきだという見解にたいして、三つの理由をあげて反論している。

第一に、ヨーロッパには輸入外国財貨を売りさばく販路がすでになくなっており、その結果、輸入された外国財貨は国内消費にまわされざるをえないこと、第二に、オランダのように地理的条件に恵まれている国は、河川を利用して、ドイツ、スイスなどの内陸諸地域に輸入外国財貨の販路を開拓できるが、スコットランドはそうすることができないこと、第三に、すでに再輸出される輸入外国財貨は免税扱いされると規定されていることである (cf. *Some Thoughts*, pp. 52-54)

こうして輸入規制が不可欠であることを再確認するシートンは、同時にそれを具体的に実行に移すには、どのような施策によるのがよいかを問うている。すなわち、輸入の全面禁止によるのがよいのか、それとも、輸入関税によるほうがよいのか、と。これに答えて、シートンは、「わたしは、ほとんどの種類の不必要な財貨にたいして課される高い関税のほうが、それら〔の財貨〕の〔輸入の〕全面禁止よりも、それら〔の財貨〕の使用と消費を妨げるのに有効である、と断言してもよい」(Some Thoughts, p. 54)と記している。その理由の一つは、それらの「有効性」を比較した場合、「これまでの〔輸入の〕全面禁止を定めたすべての法律が役立ったのは、経験から分かるように、きわめて乏しい」(Some Thoughts, p. 55)ということであった。チャールズ1世の時代にオランダ布やキャラコ、イングランド製毛織物が、そして、ウイリアム3世の治世時には絹織物やフランス産のワインが、それぞれ法律によって輸入禁止されたが、けっしてそれらの法律は有効に働くことはなかった。すでに取り上げたようなシートンの人間本性の規定にみられる人間の抑えがたい利己的な消費欲と利得欲とが作用していた。消費することがない利己的な消費欲は、危険をつねに伴うが、それだけ密輸入による儲けを大きくし、このことに商人たちの利己的な利得欲がたえず刺激されることになったからである。これにたいし、シートンは関税による輸入抑制についてこう述べている。

「他方、これらのワインおよびその他の外国産の財貨に課される関税がおおいに増加され、規則正しく徴収されたならば、国民による輸入を禁止すべき理由もなくなり、だから、この場合にはかれらの消費は今ではずっと減少

されていたであろう。そのほかに、関税が高ければ、これらの商品は奢侈好きや金持ちによってのみ消費されていたであろう。」(Some Thoughts, p. 56)

関税による輸入規制のもとでは、言うまでもなく、不必要な外国財貨の輸入でさえ許されることになる。しかしながら、この場合には、輸入の全面禁止のように、人間の、自分では制御しようのない消費欲を無理やりに抑えつけることはないので、これを基盤にして必然的に企てられる密輸から得られる膨大な利得が生じる余地はなくなる。したがって、こうした方策がとられていたならば、外国財貨の輸入と消費は削減されていただろう、とまづシートンは推察している。これは全体的な輸入量と消費量の点からみた効果を問題にしたものである。これに留まらずシートンは、さらに、こうして減少するとはいえ輸入される不必要な外国商品は、「高い関税」分だけ販売価格が引き上げられるので、それらを消費する者が「奢侈好きや金持ち」に限定されることにもなる、と記している。もつとも、全面的な輸入禁止によって引き起こされる密輸入の場合にも、価格は高騰し、同じ結果になるかも知れない。しかし、密輸入の動機である莫大な儲けは、販売価格を引き上げずに販売高を増やすことによっても達成されるので、期待される効果は「高い関税」による輸入の抑制のほうが確実であろう。

それはともかく、ここでかれが言おうとしているのは、明らかに不必要な外国財貨＝奢侈品の消費が特定の人びとに限定されるということである。かれはこれ以上のことをなにも記していないが、おそらく、「高い関税」によって働くメカニズムが一般の国民を奢侈へ奔走しないようにさせるのは、けっして「自由な国制」と矛

盾するものではない、と考えられていたのであろう。というのは、シートンは、「もし死刑を科すような[全面輸入]禁止の法律が制定され施行されてもよいと言われるならば、そのような法律は自由な国制と完全に対立すると返答してもよい」(*Some Thoughts*, p. 56)と明確に述べているからである。明らかにシートンは、輸入規制を行なうさいに関税によるほうが輸入全面禁止によるよりも優れていることを、「効果」の点のみでなく、「自由な国制」という理念的な見地からも洞察していたのであった⁵⁾。

もっとも、これまでも関税による輸入抑制が実施されなかったわけではなかった。しかし、それが有効に機能したとはシートンは評価していない。かれが自ら改革案を提示する所以である。その内容は以下のとおりである。

「①輸出向けに価値を高めることができるすべての輸入財貨は、いかなる関税も免除されること。②わが国の生産物は、自然のものと人工のものとを問わず、すべて、輸出されるときには、いかなる関税も免除されること。③わが国に財貨を輸入する外国船舶には高い関税が課されること。わが国の海運業を増強するために、チャールズ 2 世の44 条例の第 1 条を復活し修正すること。④われわれによってその価値を高めることができないすべての外国財貨の輸入は、高い関税によって妨害すること。」(*Some Thoughts*, p. 57)

このようにシートン自身によって掲げられた

5) 「若干の例外もない一般的規則はない」と確信するシートンは、金や銀のレース、絹織物、および、「着用したときに、それと識別できるほかの財貨」などについては、その「適切な施行」を行なうことを条件に、それらの輸入を禁止する法律を施行することを容認している (cf. *Some Thoughts*, p. 58)。「適切な施行」と、かれが留保条件を付さなければならなかったのは、かれの「自由な国制」という観念のためだと思われる。

貿易・関税政策の提言の項目内容を見ると、これまでにかれが熱心に説いてきたのは、輸出政策については②にかかわる問題、輸入政策については④にかかわる問題が中心であったことが分かる。もっとも、これまでに吟味してきたシートンの議論から、かれが輸入規制をめぐって取り上げたのは「不必要な物」、奢侈品および国内製造業と競合する必需品であったことが十分に察知されるので、①の輸入に関する提言は、もう一方の輸出の振興というかれの基本路線を考え合せば、あらためて解説を加える必要があるとは思われない。また、③についても、すでに「わが国の海運業の増加」として簡単に言及されていたことであった⁶⁾。

シートンは、つぎに「われわれの真剣な考察に値するあること、すなわち、わが国の現在の貨幣の欠乏を満たす方法がまだ残っている」

(*Some Thoughts*, pp. 58-59) と記し、この問題に取り掛かる。なるほど、かれはこれまで国内生産の振興に意を用いてもいたが、そうしたことを行なったのは、スコットランドの「貿易収支の恒常的な黒字」の堅持を基本としたからであり、さらに、これが基本に定められたのも、

6) シートンは、貿易政策にかんする議論を締めくくるときに、これまでの関税徴収の請負制度が果たして「公益」を目指していたか、財務裁判所が関税問題をめぐる係争を裁く法廷として「適当」であったか、また、関税徴収請負人たちが自分たちの利益のために「わが国の貿易に損害を与えることがなかったか」とあらためて問い返し、それらに解答するのは「適当であろう」と述べている。にもかかわらず、シートンは「しかし、これら[の問い]は、[シートン自身を含めて]いかなる私人によって考察されるよりも、貿易裁定所によって考察されるほうがもっと重みがあると言ってよい」と答えるに留めている (*Some Thoughts*, p. 58)。

このようなシートンの慎重さにもかかわらず、いや、むしろそうであるが故になおさら、かれはこれまでの関税徴収の請負制度、そのもとの徴収請負人、そして、財務裁判所にたいし否定的な見解を秘めていたように思われるのである。

国内生産の振興を含めて、スコットランドの経済開発には貨幣の増加が不可欠だと認識していたからであった。したがって、この問題は確かに、かれにとって欠くことのできない「真剣な考察に値する」問題であった。

VI 貨幣政策

シートンは初めにまず金属貨幣の生成について言及している。「国民と国民とのあいだの最初の交換」は物々交換であったが、やがて、それに伴う「不便さ」によって、「金や銀」が貨幣として選択されるようになった。そうなったのも、「それら [金や銀] の希少性、耐久性および持運びのよさのため」である。つまり、シートンは、金属としての金や銀のもつ物理的性質が物々交換にともなうさまじまの不便さを打開したことに誘導されて、金属貨幣は生成してきたと説明するのである。このように便利な交換手段として把握された金属貨幣は、同時に、「すべての販売可能な物の価値の尺度」という機能も果たすと記されている。そうして、この金属貨幣は、やがて「政府によって鑄貨に変形され、各正貨は、その価値を証明する刻印をもつようになった」と、簡単に、鑄貨にまで発展した貨幣についても触れている。(以上、*Some Thoughts*, p. 59)

「これらの金属がもつ価値 (Value) は、それらが商業において使用されることから受け取るものに尽きるので、それぞれの独立した政府は、価値があつて貨幣にふさわしい如何なる他のものでも、すなわち、その政府の領土内における取引の手段を自由に作成するように委ねられているし、だから、その政府がこれらの金属を使用しなければならないのは、

これらの金属がほかの諸国民との貿易においてその政府にとって役立てられる場合のみである。」(*Some Thoughts*, pp. 59-60)

貨幣の生成と機能にかんする説明において見られたように、シートンは、貨幣を——価値尺度の機能を果たしもするが、第一義的には交換手段として擱んでいた。貨幣とは、つまるところ、商業の手段、流通の手段にほかならない。流通のなかには留まって、そこで機能してこそ、貨幣の「価値」=「意味」も出てくるというものだ。貨幣の「購買力」は流通して初めて実現される。だから、こうしたシートンの思考の延長線上に、国内取引においては金属貨幣にとってかわる代理貨幣の使用の自由が「独立した政府」には与えられることになるという把握も生まれてくるのである。そして、金や銀が必要になるのは、国際的な取引においてのみだ、ということになる。

しかしながら、現実はそのようではない、とシートンは言う。というのは、「こうした自由にもかかわらず、わが国およびヨーロッパのほとんどの諸国において、国内の業務取引を処理するために、…金貨幣や銀貨幣を利用する習慣が広まってきた」(*Some Thoughts*, p. 60) からである。こうして、ヨーロッパの諸国が国内取引においても依然として金属貨幣を使用していたことが、「これらの諸国のあいだで富のおおきな不平等を惹起してきた」(*Some Thoughts*, p. 60) とシートンは述べている。その理由については、すでに引用したが、重要なのであらためて省略しないで掲げよう。

「というのは、明らかに、立派な政府とともに、最も大きな量のこれらの金属 [金銀] を享受している国は、商業上の取引とそれがもたらす好結果においてすべての他の諸国にま

さっているが、他方、国内の取引に不十分な少量の貯えのそれら [金銀しか] もたず、貨幣の代理をするほかの何もまったく持たない国は、貿易を繁栄させることはできないからである。そして、なぜそうなるかと言えば、貿易と貨幣とはそれらの本性上非常に混じり合っているので、それらは [相互に] 切り離すことができないからである」(Some Thoughts, p. 60)

この文章を引用した第III節でも述べたように、シートンは、富国にいたるための経済発展のメカニズム把握において貨幣が果たす役割をきわめて重視していた。

ところで、われわれは、第III節では留保しておいたシートンの貨幣理解を確認したので、ここでは、引用において「貿易を繁栄させることができない」と言われた貧国が、たんに「国内取引に不十分な少量の貯えの金銀」しか持たないだけでなく、国内流通のために代理貨幣を活用していない、と見られていることに注目したい。シートンの貨幣認識にしたがえば、国内取引にとっても十分な金属貨幣が存在しない貧国は、少なくともその不足分を代理貨幣でもって補充すればよいことになるだろう。そうすれば、こうした貧国においても国内取引が活発化し国内生産高もふえ、それが輸出産業であれば、外国貿易も繁栄するようになるからである。しかし、国内における金属貨幣の使用がヨーロッパに普及し、それが「習慣」化したことが、このような経済発展の経路を途絶してしまっていたのであった。シートンは、「確かに、十分な金あるいは銀の総量を欠いていることが目下のわが国の不幸にほかならない」(Some Thoughts, p. 61)と断定している⁷⁾。現在のスコットランドがこのような貧国の状態にあることは明白である。

したがって、シートンは、代理貨幣の創出を含めて、こうした貨幣不足解消のための諸方策を以下のとおり列挙している。

「これ [国内取引用の貨幣不足分] を調達し、将来のわが国の貨幣ストックを増加することを目指して、いくつかの方策が提案されてよい。すなわち、土地を担保にして、議会の権威によって為替手形(Bill)あるいは割符(Talley)を流通させること、土地ないし貨幣のファン্ডに基づく私的銀行を設立すること、わが国の貨幣の貶質ないしその貨幣名目を引き上げること、および、わが国の貿易を均衡させること、これらである。これらすべてについて、別個に考察してみよう。」(Some Thoughts, p. 62)

われわれも順次、これらの方策にかんするシートンの「考察」についていくことにしよう。すでにシートンは「独立した政府」は国内流通にかぎって代理貨幣を造出することが可能である、と説明していた。この線に沿って、かれは「…いかなる額といえども、必要な額の為替手形あるいは割符はわが国において流通させても

7) この「不幸」の原因について、シートンは「…それら [金銀] の一部は、新しい諸企画やひどい季節、わが国の外国商業を管理することを怠ったことなどによって消耗された」(Some Thoughts, pp. 61-62)と述べている。明らかに、かれは17期末における「ダリアン計画」の失敗や打ち続いた凶作なども念頭に置いていたが、しかし、金銀の流出をたんなる偶然的なものだと捉えていなかったことは、すでに吟味してきたかれの論述から明らかであろう。また、シートンは、こうしてスコットランドが苦難を強いられていた金属貨幣の不足の具体的状態をつぎのように記している。「もしわたしが、現在のところ、50万ポンド・スターリング、もしくは、それをほとんど上回らないほどの額が、わが国の国民全員を雇用し、したがって、かれらの国内業務の取引を処理するために十分な [貨幣の] ストックであり、そのうちで、不足分が30万ポンド・スターリングもないと、確信するならば——これは、真実からそれほど遠くないと信じているが——問題は、この30万ポンドの総額をどのようにして埋め合せるかである。」(Some Thoughts, p. 62)

よいというのは…争われない」と述べている。と同時にシートンは、この第一の方策がその目的を達成するように機能するためには、「…それ〔議会〕は、わが国の貿易を管理しなければならない…」(以上、*Some Thoughts*, p. 63)と強調し、その理由をつぎのように説明している。

「もしわが国の貿易が、われわれが利得者になりうるように管理されないとすれば、わが国の国民的ストックである貨幣は、われわれの負債を返済するために海外に運び出されるにちがいない。この場合には、一定の国内取引を処理する以外にはまったく為替手形の総額が意味を持つことはありえない。しかし、もしわが国の貿易収支が管理されるならば、わが国は、ほとんどの外国の諸地域から金あるいは銀の形で収益を受け取ることができるであろう。こうして、まもなくこの金あるいは銀はわが国の現在の貨幣不足を埋め合せるであろうし、したがって、われわれは、法律によって強制された為替手形あるいは割符を〔通貨として〕利用しなくてもよくなるであろう。」(*Some Thoughts*, pp. 63-64)

ともかくも、現にスコットランドが悩まされていた貨幣としての金や銀の不足を補充するために為替手形や割符を通貨として使用する。すなわち、これらの代理貨幣が国内流通に通貨として入っていき、そこで機能しだすと、国内の流通通貨量は増加するであろう。しかし、その場合に、シートンは、貿易収支が黒字になるように貿易に管理が加えられなければ、やがて「わが国の国民的ストックである貨幣」は、前節においてみたように、消費者の利己的な消費欲と商人たちの利己的な利得欲との相互作用が引き起こす奢侈品の輸入が輸出を超過することによって、海外に流失させられることになる、と言

う。これにたいし、つねにスコットランドの貿易収支の状態に注意が払われ、貿易収支の黒字が堅持されるならば、国内の流通に必要な通貨量が為替手形や割符によって確保されるばかりでなく、こうして流入してきた金銀貨幣が今度は、通貨としても機能していた為替手形や割符にとって替るようになり、国内の取引も金銀貨幣によって専ら媒介されるようになる、と言う。

シートンは、為替手形や割符を通貨としても利用することによって国内取引に必要な通貨を補充し、国内流通を円滑化することだけで満足していなかった。一方で、国内流通の閉塞を打破し、他方では、こうしたことを条件に輸出産業の振興をはかりつつ、同時に、奢侈品等の「不必要なもの」の輸入を抑制することによって獲得される金銀でもって、国内流通を専一的な金属流通に復帰させることをもくろんでいたのである。

そういえば、シートンは先に為替手形や割符の通貨としての利用を認めたときに、「しかも、もし、〔為替手形や割符の利用〕よりも困難に陥らずにすみ、国民がよりよく精通しており、だから、商業国家のやり方にもっと合致した〔為替手形や割符の利用以外の〕別の手段が見つかるならば、通常でない方法に訴える必要はない」(*Some Thoughts*, p. 63)と注記していた。確かに、シートンにとってこの方策は、かれの貨幣認識からみても妥当な方策であった。しかし、同時にかれは、国内流通にも金銀貨幣を使用するのが当時のヨーロッパの習慣であると述べていた。この習慣の流布が、おそらくかれに、為替手形や割符を通貨としても利用することを「通常でない方法」と認識させたと思われる。さらに、シートンはこの方策について「それほど安全でない」と評価している。どういうこと

であろうか。

「一国において、その国民が使用できる貨幣総額を越える貨幣はすべて、その物価を低下させる以外になにも役立たない。その結果、もしわが国に今まさに、為替手形ないし正貨の形態で100万ポンド・スターリングあるとすれば、われわれはこの総額の半分しか使用することができないので、[流通手段として]使用されないままの状態にあるほかの半額は、使用されているかの半額をしばらくのあいだ減価させるにちがいない。」(Some Thoughts, p. 64)

この一文は、為替手形や割符の利用によってたんに現に不足して国内流通のための貨幣を補充だけでなく、さらに進んで、この方法によって「わが国の輸出諸部門の改善を目指してわが国の国民のインダストリィを加速するために必要とされるもっと大きな[貨幣]総額」を調達すべきである、という見解に関連して書かれたものである (Some Thoughts, p. 64)。いわば、「成長通貨」の供給を求める提案に通じる論評だと言えよう。

すでに注でも紹介したように、シートンは当時スコットランドの国内流通に必要な貨幣総額は50万ポンド・スターリングであろうと見積もっていた。ここでは、為替手形を「議会の権威」によつて通貨として活用するようになり、これと金銀貨幣とを合わせて総額で、この2倍の100万ポンド・スターリングが国内用の流通手段として準備されていると想定されている。その場合には、スコットランドの国内流通において機能する通貨は50万ポンドだけであり、残りの50万ポンドは流通界のそとに置かれる、とシートンはみている。しかし、この50万ポンドの通貨が流通界にあって取引を媒介している別の50万ポ

ンドの通貨を「減価させる」ことに注意が喚起されている。この点を認識したからこそ、シートンは、この方法が「あまり安全でない」と規定したのであった。

もっとも、このシートンの説明には曖昧な点が残されている。いかにして流通界で機能していない貨幣が流通界に留まる貨幣を「減価」させるかについて、かれは説明していないからである。とはいえ、かれがこの部分の貨幣を成長通貨として思考を展開していることを考えると、これが輸出諸部門の振興のために貸し付けられ、流通界に入ってゆき、国内の取引に現に必要とされる以上の貨幣がそこに押しこまれることによって、現に流通界で機能していた貨幣も「減価」することになる、と推論されていたのかもしれない。要するに、この「減価」に「しばらくのあいだ」——すなわち、輸出諸部門が成長するまでのあいだ——という限定が付されていたことを考えれば、およその理解が可能になる。そうでなければ、シートンは次のように結論するはずがない。

「要するに、わが国の貿易収支を改善することによつてもっと多くの金ないし銀がまったく得られないと分かるときまで、為替手形を通貨として——これはけっしてそれほど安全ではないが——強制する必要はまったくない。」(Some Thoughts, p. 64)

第一の、為替手形や割符を代理貨幣として利用する方法は可能であるが、それはたえず「貿易収支の恒常的な黒字」によつて補足されなければならないし、また、従来の社会的な習慣を考慮すると「通常でない方法」であり、その導入には混乱が伴わざるをえないだろう。それゆえ、この方策はそれほど「安全」だとは言えないのである。シートンは、だから、まず貿易収

支の改善にこそ精力を傾注すべきだと主張したのである。

つぎに、第二の方策、つまり、「土地ないし貨幣のファンドに基づく私的銀行の設立」による貨幣不足の克服案について見てみよう。シートンは土地銀行にかんしては、「営業されているとは聞いていない」と簡単にかたづけ⁸⁾、「貨幣のファンドに基づく私的銀行」をもっぱら取り上げている。

かれによれば、この銀行の発行する「信用手形」(Bill of Credit)の流通は「支払いを容易にし、支払いを速め」、国内の取引は活発化する。したがって、

「その〔銀行の〕流通手形が価値的にみてそれら〔手形〕のファンドを凌駕するかぎり、それらはその分だけ貨幣の総計を増加するし、だから、もし貿易収支が逆調でなければ、その国に有害でなあるはずがない。とはいえ、この場合には、貨幣のファンドをもつ銀行は、その国の銀貨幣および金貨幣の輸出を一時的に容易にするのに役立つだけである。だから、その国が貨幣のほとんどを奪われたあとには、当地でも最近経験して分かったように、銀行自身はその信用を償えなくなるにちがいない。」(Some Thoughts, p. 65)。

こうして、シートンはこの第二の方策に必ず

しも積極的に賛成していない。確かに、この方策は「貨幣総額を増加するが」、それが有効なのは「貿易収支が逆調でない」場合に限られる。そうでなければ、金銀の海外流出によって、やがて銀行の支払い準備金が枯渇させられるからであろう。しかも、シートンは、この方策が国内流通用の貨幣総額を増加させることによって、「一時的に」金銀の輸出を促進することになる、と注意を喚起している。したがって、ますます、嚴重な貿易収支の状態にたいする監視の必要性が高まってくるのであった。事実、こうした観点から、シートンは前年の1704年に支払い停止に追い込まれたスコットランド銀行の事例を想起していたのであった⁹⁾。

貨幣の貶質や貨幣名目の引き上げといった方策にかんしてシートンは、「たとえば、12ペンスの貨幣呼称に引き上げられた6ペンスの価値の銀貨幣片は、実質価値でみれば、銀が半分で混ぜ物が半分の12ペンスの貨幣片と同じである」と述べ、「それ〔貨幣〕を増加することはできない」と断定している (Some Thoughts, pp. 65-66)。

しかし、他方で、かれは、貨幣の貶質は別として¹⁰⁾、貨幣名目の引き上げについて「…もしある国で貨幣が欠乏しているか、あるいは、ある異常な緊急事態がある国に突発したときでなければ、言訳ができるほどのものではない」(Some Thoughts, p. 66)と微妙な言い回しをしている。すなわち、シートンは、貨幣名目の引き上げ策を条件付きで容認しているのであった。そ

8) 土地銀行構想を中核に捉えたジョン・ローの『貨幣と商業』(Money and Trade Considered, with a Proposal for the Nation with Money, Edinburgh, 1705.)が世に問われたのも、『諸考察』と同じく、1705年のことであった。

なお、このローの提案は1705年にスコットランド議会でも取り上げられたが、結局は否決されたのであった(吉田啓一『ジョン・ロー研究』泉文堂、1968年、7-8ページ、12-13ページ参照)。なお、このローの土地銀行構想の想源は、かれに先行する土地銀行論者、「直接にはそのひとりであるチェーンバレンのスコットランドでの活動」にあった(杉山忠平『イギリス信用思想史研究』未来社、1963年、5ページ)。

9) この点については、cf. S. G. Checkland, *Scottish Banking. A History, 1695-1973*, Glasgow and London: Collins, 1975, p. 38.

10) しかも、シートンは「そのほかにも、貨幣の貶質は私的な貨幣鑄造をおおいに鼓舞する」(Some Thoughts, p. 66)と、さらなる弊害に注意を向けている。

して、続けて、「こうした場合には、われわれは、歴史やいくつかの国の昨今のやり方をつうじて、貨幣 [名目] の引き上げはかならずそれらの国に豊富な貨幣をもたらしたことを知っている。…その結果、もしある国がその貨幣 [名目] の引き上げによって損害を被ったとするならば、それは、この引き上げにではなく、その国の政府が好ましくない行動をとって、それを続行し、最初に貨幣不足を惹起した諸原因の除去を無視したことに帰すことができる」(Some Thoughts, p. 66) と述べている。

先に紹介したように、シートンは、貨幣名目の引き上げは貨幣の貶質と同じことであり、貨幣の増加を達成できないと述べていた。そのかぎりでは、かれはこの方策を是認していないように見えた。しかし、ここではそうではない。とはいえ、それが緊急避難的な意味で有効だ、と述べていることに注意したい。したがってシートンは、貨幣名目の引き上げに頼りつづけることを「政府の好ましくない行動」だと表現したのである。確かに、貨幣名目の引き上げによって、実質価値のうえでは「貨幣を増加することはできない」が、名目的には貨幣数量は増加する。その間に、政府は貨幣不足が生じた根本原因を解決すべきだ、とシートンは言いたいのである。その意味において、この方法を有用であることになる。

そして、事実シートンは、「…わが国の貨幣不足を埋め、わが国の国民の数とかれらのインダストリが必要とするにつれて徐々に貨幣を増加するために最も安全で、实际的で、有利な方法」(Some Thoughts, p. 67) と評価される「わが国の貿易を均衡させる」という「最後の」方策を補足するものとして、貨幣名目の引き上げ策を活用するように提案している¹¹⁾。すなわち、

シートンによれば、スコットランドの貨幣不足の解消問題はあまりにも急を要する課題なので、貿易収支の改善による解決を待つてはいられなかったのである。そして、貿易収支を黒字に転換するためにも、国内の取引の閉塞を突破し輸出産業を振興しなければならないので、早急にこの問題が解消される必要があった。そうした、いわば繋ぎの役目を担うのが貨幣名目の引き上げということであった。

しかし、繰り返して確認しておかなければならないのは、それはあくまで繋ぎでしかないもので、この手段に継続的に頼るのではなく「最初に貨幣不足を惹起した諸原因を除去」しなければならないということである。したがって、シートンは、この方策によって「わが国に流通する貨幣ストックが十分になるやいなや、近隣諸国の価値基準に注意して、わたしが [名目を] 引き上げるように提案したすべての正貨は、ふたたび漸次 [その名目が] 引き下げられ」(Some Thoughts, p. 68) なければならない、と声明するのである。ここでもシートンは、まさしく貨幣名目の引き上げ策が一時しのぎであることを

11) シートンが提案した具体策は、①3ポンド、2ポンド、1ポンド、10シリングおよび5シリングの銀鑄貨について、それぞれ10パーセントずつその名目を引き上げ、そのほかの国内および外国の銀鑄貨の名目は、スコットランドの価値基準でみて、その実質価値に引き下げること、②10ポンドあるいは20ポンドの金鑄貨を鑄造し、①で述べられた銀鑄貨の名目に比例してその名目価値を引き上げ、そのほかの国内および外国の金鑄貨の名目は、スコットランドの価値基準でみて、その実質価値に引き下げること、③このようにして、国内流通に必要な貨幣が調達されたならば、ただちに、外国の価値基準に注意を払って、名目価値が引き上げられた鑄貨については、その名目を次第に引き下げること、以上であった。

これらの方法と自由鑄造制度とによって、シートンは、金銀地金や名目価値が引き下げられた鑄貨は鑄造所に持ち込まれ、国内流通用の鑄貨不足が解消されるとともに、一部鑄貨の名目価値を引き上げた弊害も回避されうると考えていた (Some Thoughts, pp. 67-68)

明示している。しかも、それが対外的な観点から言われていることが重要である。すなわち、かれは、貨幣名目の引き上げが対外的にはなんら「貨幣を増加する」ことにならないことを十分に承知していたのである。

ともあれ、こうしてシートンは、「もしこれらの規制が実行にうつされるならば、まもなくわが国の貨幣不足は、通常でない手段に訴えることなく埋められ、かくして、信用は、その本性に反するように強いられることなく徐々に回復されると期待しても理に適っていると言ってよい」(Some Thoughts, pp. 68-69) と断言している。

シートンは、「貿易収支の恒常的な黒字」の実現を貨幣不足問題にたいする基本的な解決策と認めた。しかしながら、スコットランドの現状は、この時間を要する方策を許さないほどに深刻であった。しかも、国内における流通貨幣が不足しているかぎり、輸出産業の成長も見込まれず、したがって貿易収支の改善も望みえないので、かれは、緊急避難的にこの点を補うために、提案された形で貨幣名目を引き上げることに期待をつないだのであった。

このように見てくると、貨幣不足の解消策として吟味された方策は、いずれの場合にも、貿易収支の改善と連係されなければ意味がない、とシートンが理解していたことが分かる。貨幣不足問題をめぐるかれの把握は、前節までで検討してきたかれの思考とふかく結びついていた。したがって、うえの引用でかれが「もしこれらの規制が実行にうつされるならば」とのべた「これらの規制」とは、かならずしも貨幣名目の引き上げの具体案のみ指すのではなく、それまでかれが執拗に説いてきた一連の規制さえも含むように思われてならない。かれは貨幣不足の解

決に執着していたのである。最後に、このようなシートンの提言に見られる特徴的な点を再確認して、本稿を閉じることにしたい。

Ⅶ 一応の結び

シートンは、まず歴史的な反省をつうじて、同君連合以後スコットランドの政策主体であった枢密院がイングランドの大臣たちの利害に結局は従属させられていたことが、スコットランドの貿易を不振に陥れた第一原因であったことを突き止め、これを克服するために、政府や「主権者」から独立した政策主体の確立を求めた。すなわち、唯一議会によってその構成員が貴族(地主)、僧侶、市民から3名ずつ選ばれ、スコットランドの国益のみをはかり、「貿易収支の黒字」を実現するように行動する独立機関としての「貿易裁定所」が、これであった。このことが第一に指摘されなければならないであろう。確かに、村松氏が指摘したように、『スコットランド国益三論』におけるシートンの展望は、この点が不明確なままであった。しかしながら、『諸考察』においては「貿易裁定所」を基軸にした経済開発の展望が明確にされた。したがって、手元に蓄えられながらも、条件が整備されていないために十分に生かすことができないいた地主たちの「知識」と「資産」も、この展望のなかで活用されるべきである、とシートンは考えていたように思われるのである。

第二に注目されるのは、こうした「貿易裁定所」の施策に支えられて展開するとシートンが説明したスコットランドの経済開発の論理である。「貿易裁定所」は多様な施策を行なう。それは大きく言って二種類あった。その第一は、製造品の規格の設定とその遵守の監督、優秀な生

産技術の普及など、さまざまな方策による輸出産業の育成・振興策である。もう一方は関税政策であるが、これは、第一に輸入に関連して、輸出産業に結びつく原料等の輸入関税の免除、奢侈品など完成品にたいする高関税の賦課による輸入の抑制、そして、輸出に関連して、原生産物を含むあらゆる生産物の輸出関税の免除、さらに、外国船舶にたいするトン税の賦課による海運業の振興などから構成される。こうして、「貿易裁定所」によって輸出が振興され、輸入が抑止されると、その差額として金銀の流入が期待される。

このようにしてスコットランドの金銀貨幣が増加すると、国内取引は活発化し、国内生産も増加し、その結果、「貿易の源泉」としての「国民的資財」も増加する。こうなると、さらに「貿易裁定所」の貿易・関税政策に支持されて、いっそうの輸出超過が達成されることになる。この貨幣流入が、すでに整理したような関連をとおして、以前にもまして「国民的資財」の増大と貿易の繁栄をもたらすのであった。

しかもシートンは、この過程で「貿易裁定所」の助力を受けて生じる国内生産、とりわけ輸出産業の拡大は、「わが国の海運業を興隆させ、わが国の貧民を雇用し、穀物と食肉の消費を惹起する…」(Some Thoughts, pp. 27-28) し、また、それがリネン製造業であれば、原料である亜麻の栽培・生産の促進によって「借地人たちは地代を支払うのを援助される」(Some Thoughts, p. 38) と言う。すなわち、とくに輸出産業の発展が農業にたいする需要を拡大し、こうして食糧・原料生産部門も助長されるというのである。したがって、シートンの提言は、外国貿易、輸出に先導された経済開発の展望と言ってもよいであろう。

しかし、こうした思考を推し進めたのは、スコットランドにおける貨幣不足問題の解決策にかんするかれの論述にもはっきりと示されていたように、貿易収支の黒字の堅持による金銀貨幣の流入の達成であった。シートンが「国民的資財」を増加するように生産諸部門にまで立ち入って思考をめぐらしていたのも、貨幣流入をもたらす貿易収支の黒字の達成という枠内のことであった。

とはいえ、シートンが「国民的資財」の増加を重視して、輸出産業の振興を強く求めていたのは事実である。この輸出産業の一部である毛織物製造業とリネン製造業の経営形態を問題にした一節で、かれは注目すべき認識を提示している。

クロムエルの支配の時代が終わり、王政復古期を迎えると、スコットランドでは国内生産の振興熱が高まり、立法によって「毛織物およびリネンの製造品を海外に販売する唯一の権限をもつ私的会社、すなわち、独占が設立された」

(Some Thoughts, p. 38)¹²⁾。シートンは、この私的会社＝独占は「公益」に反する傾向があると指摘している¹³⁾。というのは、独占のもとで確保される高利潤率がより大きな資本投下とより多数の労働者の雇用をさまたげ、したがってま

12) こうした私的会社の設立は、毛織物、リネン織物、絹織物などの繊維産業のみならず、製糖業、石鹼製造業、製紙業、皮革製造業、製材業、製陶・ガラス製造業、さらには、製鉄業、鋳物製造業、火薬製造業、鉱山業など、きわめて広範囲にわたっていた。cf. William Robert Scott, *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, Cambridge: Cambridge University Press, 1911, Vol. III, Pt II, Div. IX.

13) もっとも、シートンは職人組合については、「これらの製造業 [毛織物およびリネン製造業] における職人組合は、最初は、かれらの技術をわが国に普及させるのに非常に有益であったであろう」(Some Thoughts, p. 38) と評価していた。

た、生産量の増大と販売価格の低下を阻止したからであった¹⁴⁾。さらに、シートンは、この独占会社では、「すべての毛織物ないしリネン製造品の粗経費の3分の2をしめる」選毛からはじまる紡糸の工程までの経費を「支払わなければならない」が、「これからの全工程は、質素な食糧で生活している私的な家族〔労働〕によって〔も〕行なわれうるし、したがって、この全工程は、〔この家族労働によって〕製造される場合には、いかなる会社つまり独占によって〔製造される〕よりも、ずっと安価になりうる」(Some Thoughts, p. 39) と記している。ここでシートンは、生産費の面で独占会社は生産費がかさみ販売価格を上昇させざるをえないが、家族労働まで利用した旧来の小規模生産の場合には、ふるい形態だとはいえ——そうであるが故に、かえって生産費を節約することが可能であり販売価格も低下させることができることに注意を喚起しているのである。

このような所見に導かれて、シートンは「会社すなわち独占は、毛織物製造業やリネン製造業のような拡散することができ手数の掛かる業種においては、わが国を繁栄させるのに適切な手段ではない。それとは反対に、それら〔独占会社〕の社員たちは、かれらによって祖国を利

得者にするよりもはやく自分たちが富者になるであろう」(Some Thoughts, p. 39) と述べ、独占会社を否定する見解を表明している。したがってかれは、これまでのように独占会社を設立して毛織物やリネン産業を振興しようとするのではなく、「これら〔の製造業〕は、わたしが提案してきたような諸規則のもとで、わが国全体に徐々に広がるように認められなければならない」(Some Thoughts, p. 40) と提起している。

要するに、シートンは、王政復古期に簇生した独占会社にとって替り、多数の小規模生産を奨励していたのであった。そうすることによって、これらの製造業において自由競争が促進され、そのことを通じて国際的な価格競争力が高まるはずだ、とかれは構想していたと理解されるのである。もちろん、こうした経営・生産形態によって、労働者たちは旧来の「質素な食糧」だといえ、生活手段を確保することも可能になるであろうし、また、販売価格の低廉化は国内の消費者にとって利益になるであろう。恐らく、こうしたかれの指向の基礎には、独占会社が実際にそれほど成功をおさめなかったという現実的なふかい反省があったのであろう。このような展望をシートンが持っていたとすれば、スコットランドの経済開発にかんするかれの提言は、伝統的なスコットランドの生産形態に依拠し、これを利用しようとしたものであったと言える。そのことは、すでに指摘したように、漁業についてオランダ型の「大漁法」ではなく、スコットランドの伝統的な零細漁法を推奨していたことうかがわれるところでもある。かれの第三の特徴として、この点を指摘しなければならないであろう。

最後に問題にしたいのは、サー・ジョン・ク

14) シートンは、この点について具体的につきのように言っている。「上述のような法律によって鼓舞される独占は、けっして毛織物あるいはリネン製造品を——いかなる程度であれ、豊富なすなわち安価にすることはできなかった。なぜならば、このような会社であればどの会社でも、その私的利益は、20パーセントの利益をあげられるときには、500ポンド・スターリングの資本を扱って100人の労働者を雇用することであって、2000ポンド〔の資本〕を扱って400人の労働者を働かせ、それによって5パーセントの利得をあげられることではなかったが、他方、400人の労働者と2000ポンドの資本が使用されることが、労働者〔の雇用〕あるいは製造品の安価さからみて、公的利益であったからである。」(Some Thoughts, pp. 38-39)

ークにみられたようなイングランドとの「合邦」によるスコットランドの経済開発の展望との関連である。というのは、事実シートン自身もほかの著作において、クラークと同様な見解を明示していたからである。

たとえば、『スコットランド国益三論』においては、スコットランドがイングランドと合邦し、こうしてイングランドの重商主義の規制と保護の体制に組み込まれれば、スコットランドの貿易は発展し、さらには、これに先導されて農業改良が進展し、漁業や製造業も発展し、こうして雇用が拡大し、そのうえ、スコットランドで最も後れた地域と見られていたハイランドの近代化も達成されるようになると展望していた¹⁵⁾。また、「合邦」が迫った1706年に、『スコットランドの利益』においてシートンは、合邦が、対外的にはイングランドとの協同によって国防を強化し、対内的にはイングランド的な「国制」を導入し、こうして「自由と所有」を確立するように、作用することを強調していたのであった¹⁶⁾。しかも、シートンによれば、こうした政治的・社会的・軍事的な成果に支えられて、スコットランドの経済発展の基礎は揺るぎなきものになるのであった。つまり、「自由と所有」が確立されて私有財産制度が整備されるようになると、確実に「労働の利益を収穫すること」が可能になる。したがって、「インダストリイとトレイドの精神」が鼓舞されることになるのである¹⁷⁾。そのうえシートンは、合邦に伴いイングランドとの交流が活発化することが、製造業者や商人はもちろんのこと、なによりも苛酷で旧態

然たるスコットランドの地主たちやそのもとでの土地関係をイングランド化し、こうして農業改良の余地が形成され、やがてそれが拡大すると洞察していた¹⁸⁾。

ところが、これまで検討してきたことから十分に分かるように、『諸考察』においてシートンは、「合邦」とスコットランドの経済開発との関連、さらに言えば、「合邦」によるスコットランドの経済開発の展望にまったく言及していな

18) シートンはつぎのように記している。「わが国の借地人たちが、かれらの領主や地主によってどんなに苛酷で厳しく取り扱われてきたか、あなたはご存じでしょう。そのような暴虐からかれらを解放することは、かれらにとって強力な救済にならないでしょうか。また、同様に、土地を改良する技術を身につけること、ほかの多くのことをわれわれの間に導入してもらうことは、この国にとって利益にならないでしょうか。わたしが思うには、これらは、合邦が首尾よくいった結果起こることなのです。トレイドとインダストリイは別としても、国民の富および土地の生産物におけるスコットランドとイングランドとの優劣の差をこのように大きくしてきたのは、いったい何であったでしょうか。わが国の数多くの主人たちがかれらの借地農や使用人に課した搾取以上に、何がわが国の繁栄を妨げてきたのでしょうか。一般的に言って、わが国の土地は使いすぎて荒れ果てているし、地代は過大評価されている。借地期間が非常に短いので、借地農たちは、かれら自身あるいはかれらの主人たちの利益になるように、けっして土地を改良するよう鼓舞されていないし、かれらの労苦と労働によって我慢できるほどの生活をほとんど手に入れることもありません。これにたいし、イングランドについて何か知っている者には、誰でも、そこではこれと反対であることが分かりますし、だから、合邦に伴うような交流によって、われわれの間でもそうなることを期待してもよいでしょう。

わが国の商人や取引業者たちが誠心誠意それ [イングランドとの交流] に加わるように奨励されることについて、わたしは何も言う必要はありません。というのは、かれらは、ほかの者たち全員のなかでも最も適切につきのことを望んでいるからです。すなわち、それは、自分たちが、開かれた自由な取引によって利得者となるばかりでなく、わが国の港が外国の地に向かうのに便利な位置にあることや、わが近海における漁撈がもたらすはずの大きな利益によって、わが国にやって来るように誘われるほかの人たちと会社をつくって、利得者になることです。われわれにとって、これがどんな利益になるかを判断するのは、あなたにお任せしましょう。」(Advantages, p. 12.)

15) Cf. *The Interest of Scotland in Three Essays*, *op. cit.*, pp. 57-58.

16) 第I節で紹介したロバートソンは、このシートンの観点を強調したのである。

17) Cf. *Advantages*, pp. 4-5.

いのである。

貿易政策を取り上げた節において、対アメリカ貿易に関連してオランダがこれまで行ってきた「密貿易」をスコットランドも採用するように進言していた。このシートンの発言のなかには、かれのイングランドへの敵対感情を察知できるかもしれない。しかしながら、そうした可能性に十分配慮したためか、続けてかれは、「この節あるいは先の節で述べられたことが、スコットランドとイングランドとの合邦について考える正しい見解に対立するものだ、と考えて欲しくない。というのは、両国民間の幸福で永続的な同盟関係にたいするほんのわずかな偏見もなくなって初めて、現在のわれわれの国益に合致するこれらの貿易上の諸方策は、そのようになり続けるにちがいないからである」(Some Thoughts, pp. 51-52) と補足している。

スコットランドの経済開発にかんするシートンの政策提言も、実は、イングランドとの同盟関係にたいする「偏見」の消滅を前提にしたものであり、けっしてイングランドとの敵対関係のうえに構想されたわけではなかったのである。ここで、『諸考察』が書かれた1705年という時期の具体的情勢を想起する必要があるように思われる。

この年は、スコットランドとイングランドとの関係が極度に緊迫したときであった。1702年に両国のそれぞれの事情から合邦交渉の会議がもたれたが、それは合意に達することなく決裂した。1703年にはスコットランドは「和平および宣戦布告法」(the Act anent Peace and War) と「安全確保法」(the Act of Security and Sucession) を可決した。「安全確保法」はその年にアン女王の認可を得ることができず、それ

は翌年に持ち越されたのであった。スコットランドがイングランドからの政治的・軍事的な自律性を高めることを意図したこれらの立法に、イングランドが穏やかであるはずはなかった。すぐさま、1705年3月にイングランドは、「外国人法」(Alien Act) を成立させ、スコットランドに対する経済制裁の報復を加えてきたのであった。この年のクリスマスまでと期限をかぎって、「合邦」交渉への準備を整えるか、あるいは、ハノーヴァー家の王位継承を受け入れ同君連合を継続するかしなければ、イングランドに置かれたスコットランド人の全財産を没収し、さらに、スコットランド産の畜牛およびリネン、石炭の輸入を完全禁止にし、そのうえ、スコットランドへの羊毛と軍事物資の輸出を禁じると恫喝し、イングランドとの関係改善を迫ったのであった。

このように「合邦」への道そのものを遠退かせるようなスコットランド・イングランド関係の現実を踏まえたとき、1700年(『スコットランド国益三論』初版) および1702年(同書、第二版)においてスコットランドの経済開発を「合邦」に直截託したシートンが、1705年にはそうした展望を楽天的に語れなかったと推測できるであろう。むしろ、この具体的な状況のなかでシートンは、イングランドとの関係を後景に退かせたうえで「自分たちが現在何をなすべきか」を提示したと思われるのである。

「スコットランドとイングランドとのあいだに幸福で永続する同盟関係があるとするならば、われわれを独力で生きていけるようにせよ。そして、われわれが国内の分裂から免れつづけているとするならば、われわれに貧困を一掃するようにさせよ。商業上の取引の繁栄と拡張によって成し遂げられうるすべての

ことは、もしわが国の議会の全構成員たちが、良識と正直さと活力をもって、この取引の増進と保存に向けて協力しあわなければ、決してわが国において安定しえないのである。」

(*Some Thoughts*, p. 69)

『諸考察』を締めくくる一節において、シートンはこう述べた。この文章は、うえに述べた『諸考察』の位置づけについての解釈を傍証していると思われる。そのように見ても間違いでないとするれば、さらに踏み込んで、つぎのようと言えるかも知れない。すなわち、翌1706年にシートン自身がスコットランド側の委員をつとめた合邦交渉が再開されるようになると、かれはふたたび「合邦」によるスコットランドの経

済開発の展望を宣伝するようになったのであり、この事実を合わせて考慮すると、『スコットランド国益三論』、『諸考察』、そして『イングランドとの合邦により生じるスコットランドの大きな利益』と変遷したかれの提言のなかで『諸考察』に明示されたスコットランドの経済開発論の内容は、その時点では早急に可能になるとは予測されなかったとはいえ、やがてきたるはずの「合邦」に備え、スコットランドの経済開発を推し進めるために打ち出されたものだ、とも理解できるのである。この点に、『諸考察』に盛り込まれたシートンの経済開発の展望が「合邦論争」期において占めた独自性があったように思われる。